

I、第1章 事業計画との関連について

III、環境影響評価方法書にない「台風・地震」など下記の諸問題への「防災対策」を影響評価の重要事項に入れること。

- 1、夢洲が「台風」の直撃を受ける「孤島」であること。夢洲の港湾岸壁はOP 5 m、咲洲トンネルの夢洲出口は同じ高さ、咲洲入口はOP 3 m強ですぐにトンネル閉鎖、夢舞大橋の橋脚部分も同程度であり、建物部分をどれだけ「かさ上げ」したとしても、5 m以上の高潮・津波で周辺が浸水・冠水の危険性が想定されること。
- 2、大阪府河川整備審議会が先日12月3日に公表した資料では、昭和9年の室戸台風及び昭和34年の伊勢湾台風並みの台風が発生した場合の「大阪湾の高潮予測」で、OP 7 m以上の高潮が襲い、大阪市24区内、4区を除いて20区、大阪府の14市町村の大半が浸水・冠水すると警告している。
また、南海トラフ地震が30年以内に70～80%の確率で発生すると言われる今日、津波をまともに受ける「夢洲」での万博やIRの集客施設や観光都市化は、あまりにも安全軽視、防災無視の政策であり、現状の環境影響評価項目とは別に、徹底した調査・対策が重要と考える。
- 3、昨年の台風21号での大阪港・神戸港におけるベイエリアの浸水・冠水による港湾施設やコンテナの流失・漂流、湾岸部の駐車場での自動車の散乱などについて、両港の港湾局関係者は、今後の対策を検討している。
例えば、ターミナル内のコンテナ積載高の低位化（5段から3段の階段式へ）が必須で、そのための土地拡張は大きな課題であり、万博・IR用地と物流用地との陣地争いは大きなリスクとなることを再検討すべきである。